

『人別省略方書留』

大 平 祐 一

目 次

- 第一節 はじめに
- 第二節 天保人別改令（天保一四年三月）
- 第三節 安政の修正 『人別省略方書留』の紹介
- 第四節 結びにかえて

第一節 はじめに

一 周知のように、天保一四年（一八四三年）三月、人返し令、人返しの法とも呼ばれる人別改の改正令（以下、「天保人別改令」と略称）が發布された。その後、安政五年（一八五八年）二月、人別帳作成、保管に関する法令（町触）（以下、「安政五年人別改令」と略称）が發布された。それは、「天保人別改令」の路線を若干修正したもの

であった。本稿で紹介する『人別省略方書留』⁽¹⁾は、この「安政五年人別改令」の立法過程をつかがわせるものである。本史料は北町奉行所で作成されたものであり、「天保人別改令」改正のための両奉行より老中への伺書、町触案、同案をめぐる両奉行所のやりとり、町奉行の伺書に対する老中の回答、同回答への町奉行の請書、新町触案をめぐる両奉行のやりとり、新町触に関する老中への伺いと新町触案、その実施のための町年寄よりの伺いとそれに対する町奉行の回答等からなっている。

二 『人別省略方書留』は、史料として一部分が公刊されている⁽²⁾。しかし、それは、全体の割にも満たないごく限られた部分であり、そこから本史料の全体像をおしはかることはできない。また、本史料は若干の論文においてすでにとりあげられていた。しかし、その叙述は、簡潔なものであったり、あるいは、あきらかな誤解をしたものであったりという状況で、『人別省略方書留』の意味するところを十全に紹介しきれないように思われる。

「天保人別改令」は人別改の大改革であり、「安政五年人別改令」は、上記のように、その路線を若干修正したものである。なぜそのような路線修正が行われたのかをこの史料から窺うことができる。また、この路線修正論議のなかで基本路線の修正提案がなされたにもかかわらず、結局受け入れられなかったことがこの史料から分かる。

本稿は、「安政五年人別改令」の立法過程、その背景を明らかにするために、本史料の全体像を紹介しようとするものである。そのことにより、同令の歴史の意味を探る手がかりを得ることができよう。

なお、叙述の都合上、『人別省略方書留』収録史料に【史料1】～【史料43】と史料番号を付した。本文中の【史料1】、【史料2】等はその番号である。

第二節 「天保人別改令」(天保一四年三月)

一 天保改革期における人別改の大改正の中心的目的は、江戸に滞留する地方出身者の強制的帰農(人返し)ではなく、江戸の人口増加を阻止すること、そのために農村から江戸への人口流入を防ぐこと⁽³⁾にあったといわれている。江戸への流入者の多くは「其日稼の者」であり、江戸の人口増加は下層町人の増加につながる。これらが増加することとは都市にさまざまな問題をもたらす。特に飢饉時の打ちこわしは深刻な問題であった。⁽⁴⁾天保改革の指導者水野忠邦はそのことを熟知しており、そのための対策案として帰農政策を考えるが、その困難さから強制的帰農策は断念し、代わりに人別改の大改正を行い、江戸への人口流入を断固阻止しようとしたのである。

「天保人別改令」⁽⁵⁾は、江戸町方に発せられた町触と在方に発せられた触れの双方から成る。いま、江戸町方に発せられた町触についてその主要な点を簡単に紹介すると、つぎのようなものである。

イ・在方より新たに江戸の人別に入ることは以後認めぬ。

ロ・大工、左官、木挽、杣等の職人は代官、領主、地頭の承認印、村役人の判のある免許状を持参して出府すべし。ハ・奉公稼のものも同様に免許状をもって出府すべし。

ニ・人別を四月に改め、その帳面は名主の所に預り置いていたが、今後は南北両町奉行所に各一通宛提出する。名主のところの一 통控として取り置く。

ホ・今後、人別改めについては、家主方において、店子、家族、召仕、同居のものまで、生国、菩提所、年附等を詳細に記し、それを名主方に差出す。なお、一人づつ名主方に呼び寄せ、判元を見届け、人別帳へ調印をさせた

うえで両奉行所へ提出する分を町年寄へ差出すべし。

へ・九月には、四月に奉行所に提出した人別帳を名主に下げ遣わすので、増減とも断書をして差出すべし。

ト・今後は、四月に人別帳が提出されたならば、奉行所で前年の人別帳に突き合わせて、年附・印形等を取調べる。チ・江戸市中の者が店借りするさいは、今後は元住居地の名主より転宅先の名主へ達書を遣わすべし。

リ・近年江戸に入り込み、妻子もない裏店居住の一期住同様のものは草々帰郷させるよう取計うべし。

以上が、天保一四年三月二六日、町奉行から江戸の年番名主に申し渡された町触の主な内容である。ここでは、

(1) 江戸に出る奉公人に対し地元代官、領主、地頭の免許状取得を義務づける。転宅にさいしては名主の達書(人別送り状)を義務づける。(2) 名主による人別改めを強化する。(3) 奉行所へ人別帳を提出させ人別帳を点検する、ということが示されている。これらの措置により江戸の人口増、江戸への人口流入を抑止しようとしたのである。

二 この「天保人別改令」の実効性については、「∴改正人別改令は、主として町人や出稼ぎ等人別の掌握あるいは人口調査のために一定の役割を果たしたのである。この点に関しては、かなり詳細な施行細則を設けており、本来の『人返し令』としての役割と比較するならば、格段の実効性があったと考えてよいのではなからうか⁽⁶⁾」、といった評価も見られる。また、天保の人返し令が弘化元年(一八四四年)以降の江戸における他所出生者、すなわち農村からの流入民を減少させる契機をなしたとして、「天保人別改令」を積極的に評価する説も見られる。⁽⁷⁾

これに対し、「人口抑制あるいは江戸住民の人口調査という点で『実効性』があったのだろうか」と、「天保人別改令」の実効性に疑問をなげかける有力な学説も見られる。⁽⁸⁾

この点で注目されるのが、本史料収録の町奉行より老中への「伺書」(史料2)【史料29】である。この町奉行の

「伺書」では、天保一三年中に江戸人別増加対策につき、老中水野忠邦より沙汰があり、町奉行の評議、老中の取締指示、町触申渡しがなされ、それ以来人別送状の件が嚴重になり、取締もよくなった（「人別送状之義者嚴重に而、取締宜相成候」と述べられている。ここでいう「町触」とは「天保人別改令」の「町触」のことであろう。ここからすると、上記した天保一四年町触（「天保人別改令」）により人別送状の扱いが嚴格になり、人別の取締もよくなったことがうかがわれる。「天保人別改令」が、一定の効を奏しているとも思える表現である。

もっとも、人別改に町奉行所が大きくかかわってきたことを考えると、この表現は町奉行の手前みその必要な要素も全くないとはいえない。天保の人別改令がどの程度実効性を有したのかについては、人別改、人口流入の実態を実証的に検討することが必要であり、現在の筆者にはそのことにいまだちに答える準備はない。ただ、当時の町奉行の目には、「天保人別改令」が、人別取締という点で、「取締宜相成候」と評価しうるものと写ったのであろう。

第三節 安政の修正 『人別省略方書留』の紹介

第一項 町奉行の「天保人別改令」修正提案

一 「天保人別改令」の路線は「安政五年人別改令」により修正されることになる。その発端をなしたのが南町奉行の「天保人別改令」修正提案であった。南町奉行所与力より北町奉行所与力へ宛てられた書状である【史料4】に、「市中人別改方之儀二付、頭より被申渡候趣を以、伺書取調」とあることから、南町奉行（「頭」の指示（「申渡」）により、同奉行所与力が人別改方改正のための老中への「伺書」案を作成したことが分かる。それを、同奉行所人別

掛与力へも閲覧させ、問題がないことを確認したうえで、北町奉行所与力たちに「御相談」に及んでいる。そして、「(北町奉行所与力たちに異論がなく)『御同意』であれば、そちらの『御頭』(北町奉行跡部甲斐守)へ(こちらの)『頭』(南町奉行池田播磨守)より掛合い申されるので、(正式に掛合つ前に)気づいた点があったら何なりと言ってほしい」と、この書状は述べている。

人別改方改正について「伺書」案を提示して北町奉行に正式の意向を尋ねる前に、南町奉行所与力は内々に「伺書」案を示して、北町奉行所与力の意向をつかっている。直接には、北町奉行所の実務者集団の意向確認であったが、これは同時に北町奉行の内々の意向確認を意図したものとについてもよいであろう。

二 北町奉行所与力たちにこの意向伺いの書状が出されたのが安政四年(一八五七年)三月八日である。それに対する返書案が三月一〇日に作成されている(【史料5】)。それによれば、北町奉行与力たちは、「別段申し上げることもない。自分たちは同意したので、北町奉行に正式に意向を伺うように」、「別段可申進廉も無之、拙者共も御同意二付、被仰上候様存候」と回答している。与力の了解をとった上で町奉行へ正式に意向を伺うという手続がとられたことが知られる。

武士の世界では公式の願を提出する前に、内々に意向を伺う場合がしばしば見られたが、行政上の政策提案についても、奉行同士が正式に提案を提示する前に内々に伺うということが行われていたことが知られる。願の提出の場合と同様、正式に提案して拒否された場合の体面を考慮してのことであろう。南町奉行所与力は、北町奉行所与力の返書の内容を、南町奉行池田播磨守に伝え、池田播磨守より正式に北町奉行跡部甲斐守に、「天保人別改令」の修正に関する老中への「伺書」案を示して、意向を伺ったものと思われる。そして、跡部甲斐守の同意を得て両奉行連名で

安政四年三月一六日に、老中阿部正弘に「天保人別改令」の修正提案ともいうべき「伺書」を提出したのである【史料2】【史料29¹⁰】。

第二項 安政四年三月の町奉行より老中への「伺書」

一 それでは、南町奉行が作成し、安政四年三月、両町奉行より老中へ提出された「伺書」【史料2】【史料29】にはどのようなことが書いてあったのであろうか。以下、その内容を簡単にを見てみることにする。

(1) 経過

町奉行の「伺書」では、まず、人別改に関するこれまでの経過が述べられている。「江戸の人別が増加しているので、農村より出稼ぎの者の帰農につき、天保一三年中、水野越中守が老中の際、御沙汰の趣を以て、先役の町奉行たちの評議のうえ取締りの仰せがあり、町奉行所より町触を申渡し、それ以来、転宅、嫁娶、奉公等につき人別送状が嚴重に求められるようになり、取締もよくなった。しかし、人別帳の書上（作成、提出）の件は無益の手数、費用がかかり、場末のものが難儀しているので、取り調べたところ、天保一四年の町触で次のように申し渡している」と、これに続けて次のように述べている。

(2) 「天保人別改令」での改正点

「天保一四年の申渡しで、『市中人別の儀は、毎年四月に改め、帳面は名主方に預り置いていたところ、改め方が疎漏であり、出入人別の記載等が紛らわしかったので、今後は年々四月に、両奉行所へ一通づつ人別帳を提出し、名主方に一通控を取置くべし』等々申し渡した。それ以来毎年四月、惣町人別を美濃紙に認め、両奉行所に提出してき

た。この四月提出分は九月中に奉行所より名主へ下げ遣し、人別の増減そのほか入狂いを取調べたうえ再び奉行所に提出し、他に一通、名主方へ控え置き、両奉行所にある前年の人別帳は翌年四月中に名主どもへ下げ預け置き、改めて新しい人別帳を提出させるといふやり方である」と。

このように、町奉行の「伺書」は、「天保人別改令」が従来のあり方を改め、新たな方式を採用したものであることを述べ、「天保人別改令」が、上記のように、人別取締において一定の成果を上げていることを述べている。しかし、それに続けて、同令がさまざまな問題を引き起こしていると述べている。

(3) 改正がもたらした問題点

(a) 人別帳保管の問題

まず、人別帳の保管の問題である。町奉行の「伺書」は、「天保一四年（卯年）以来、昨年まで一四力年の人別帳を名主は土蔵に入れ置いているが、蔵のない者は長持、つづら等に入れ、非常時の避難、持ち運び（「持退」）の用意をしている。今後年数を経るにつれ人別帳の冊数は増え、置場にも差し支える。小町を支配する名主は、なおさらそうであるが、大町を支配する名主は戸数も多いので、それだけ人別帳の冊数がかさみ、今後の取計らい方に名主どもが当惑心配している」と述べている。人別帳の保管場所について、名主どもが不安に思っていることが強調されている。

(b) 人別帳作成経費の問題

町奉行の「伺書」は、人別帳作成に経費がかかることを、大、中、小町の経費を具体的に示すことにより力説している。また、食事等の費用もかかることが述べられている。

(c) 人別帳提出の意義の問題

町奉行の「伺書」は、さらに続けて、人別帳を奉行所へ提出させる意味がないことを力説している。すなわち、「人別帳は、毎年奉行所に提出し、翌年にはそれを名主に下げ遣わすので、両奉行所にはその年の人別帳だけが置かれていることになる。公事出入等で必要な場合は、人別帳を経年で印鑑照合するので、今年のを照合するということはほとんどなく、両奉行所へ提出する二通の人別帳は全く不用の帳面である。いつときの取締のため人別改を改革するのは分かるが、ながながとこのような無益の手数、費用をかけるのは詮のないことである」と、ここでは、「天保人別改令」で新たに打ち出された奉行所への人別帳提出制の意義が根本的に否定されている点が注目される。

(d) 労力・負担の問題

町奉行の「伺書」は、人別改掛りの役人の労力・負担の問題についても述べている。「人別帳の書上の件は無益の手数・費用がかかり、場末のものが難儀している」「天保改革の節より南北奉行所両組にて人別掛与力、同心が任命され、名主どもにも人別掛を申し付けた。役人は他の役儀を兼務しているわけであるが、多数の人別帳の帳面を突き合わせるなど、御用が多いなか手数のかかることが増え、色々と差し支えている」と。ここでは、町役人の労力・負担の問題とともに、与力、同心の労力・負担の問題が述べられている点が注目される。

(4) 修正の提案

町奉行の「伺書」は、このように「天保人別改令」による改革の問題点を指摘し、人別帳の作成・提出を改革前にもどすべきことを主張している。すなわち、「人別帳は、寛政三年の町法改正以来の仕来り通り、名主支配限り一通作成することにし、両奉行所へ提出することは今後廃止し、人別掛も免除すれば、入用も減り、手数を省略すれば、

簡便な取計らいにもなる」と。

二 以上が町奉行の「伺書」の内容である。この「伺書」については次の点が注目される。

(1) 町奉行の「伺書」では、人別帳提出の問題として、その年一年限り奉行所に提出される人別帳は「全事実不用之帳面」であるとして、人別帳提出の意義を根本から否定する見解が述べられていた。

人別帳を両奉行所に提出させるといふ方針は、すでに天保一二年、町奉行遠山左衛門尉が老中水野忠邦に提案し、翌一三年一〇月、遠山左衛門尉、鳥居甲斐守の両町奉行が連名で老中水野忠邦に提出した書付のなかでもうたわれていた。水野はこの提案を受け入れたのである。⁽¹²⁾ その結果発布されたのが「天保人別改令」であった。天保改革時に両町奉行が、人別取締強化の一環として考え出したこの方策が、その一〇余年後に同じ町奉行の池田播磨守、跡部甲斐守から拒否されたことが分かる。遠山や鳥居が提案した人別帳の奉行所提出という天保改革時の新方針は、「いつときの取締のためにそのような改革をするのは分かるが、ながながと、現在のように無益の労力、費用をかけて行うというのは詮のないことである」。「一時御取締之為メ改革仕候儀者可然儀二可有之候得共、永々如当時無益之手数、費用相掛候儀者、無詮儀」と、池田、跡部両町奉行の目には映ったのである。

老中水野の失脚、諸問屋再興、ペリー来航、安政の大地震、外国との交渉等、幕末の激動期における多事多難、「御用繁」のなかで、町奉行の人別改に対する認識が大きく変化していたことが分かる。

(2) 町奉行の「伺書」には、人別帳の保管の問題が記されていた。名主のところに保管する人別帳が増え続けることの問題であった。

「天保人別改令」では、各名主は毎年四月に両町奉行所にそれぞれ一通ずつ人別帳を提出することになっていた。

したがって、両町奉行所には江戸全町の毎年の人別帳が蓄積されることになる。そのことが大きな問題をひきおこすことは容易に想像されよう。それは人別帳の分量の多さの問題である。このことは、「天保人別改令」により人別帳が町奉行所に提出されるやいなや現実の問題となった。

江戸全町の人別帳は年に二〇〇冊ほどの膨大な量であった。天保一四年七月、人別掛より年番方への御断りに、「町々人別帳、此節追々出来之分樽藤左衛門（町年寄 大平註）より御役所え差出候処、惣町人別帳吉町二言冊と見積候えば、凡式千冊程も有之」とある。⁽¹³⁾このような大量の人別帳を町奉行所で保管するのは容易でないので、天保一五年六月には、前年度のものは名主のもとに預けて、必要に依じて、提出させるという方法をとらざるをえなくなった。⁽¹⁴⁾

この方法により奉行所の保管場所問題は回避されたが、今度は、名主のところの保管場所問題が生じてきたのである。名主のところには人別帳の控が毎年一通置かれた。そこに両奉行所から前年の人別帳が一通づつ計二通が下げられる。毎年合計三通が手もとに置かれることになる。一〇年で三〇通、二〇年で六〇通の人別帳ということになる。蔵を持たない名主にとってはその保管は深刻な問題といえよう。

第二項 安政四年三月の町触案

一 町奉行の「伺書」には、人別改方改正に関する町触の案文（『史料3』『史料30』）が添附されていた。⁽¹⁵⁾町奉行の「伺書」は、実は、この町触案の提案理由（立法理由）を述べたものであった。上記したような理由から、町奉行はこの町触案を發布することを老中に伺ったのである。しかし、同じ町奉行が作成した文書であるこの町触案では、

人別改方改正の提案理由（立法理由）が改変されていた。この点を明らかにするため、まず、この町触案の内容を見つてみることにする。

（1）「天保人別改令」での改正点

町奉行の「伺書」に添えられた町触案では、まず、「天保人別改令」での改正点が、簡潔に述べられている。「人別帳は、毎年四月改め、三通の帳面を作成して両町奉行へ二通提出し、名主支配限り一通控えを置いておくべし等々、天保一四年に申し渡して以来、四月、九月両度人別帳を改め、翌年にいたり前年の分を奉行所より名主へ預け遣わしてきた」と。

（2）保管場所の問題

次に、保管場所について、「毎年奉行所より下げ遣わされる帳面も数冊あり、今後年数を経たならば置場所にも差し支える」と、その問題点を述べている。

（3）労力・負担の問題

労力・負担の問題としては、名主が三通の人別帳を作成するので「手数」がかかる、と述べている。

（4）人別帳作成費用の問題

費用の問題としては、三通の人別帳を作成するので「費用」がかかり、地主どもの町入用が増加し、難儀していると述べている。

（5）修正

以上のような問題指摘の後、「今後は天保一四年以前の通り、名主支配限り一通人別帳を作成し、両奉行所へ提出

してきた人別帳は、今後提出するに及ばない。人別掛も免除する」という修正の触を申し渡す体裁をとっている。

二 以上が町奉行の「伺書」に添附された町触案である。上記町奉行の「伺書」(【史料2】【史料29】)とこの町触案を比較して分かるように、町奉行より老中への「伺書」では、「保管場所の問題」「人別帳作成費用の問題」「労力・負担の問題」のほかに、「人別帳提出の意義の問題」が触れられていたが、この点は町触案では触れられていない。「人別帳提出の意義の問題」は、上述のように、人別帳を町奉行所に提出させることの意義を根本から否定するものであった。従って、この「人別帳提出の意義の問題」部分は、町奉行所への人別帳提出政策の決定者である老中水野忠邦の失脚後もその政策を継続してきた政府指導層(老中)への批判を意味するものといえなくもない。また、この「人別帳提出の意義の問題」部分は、町奉行所の指示に従って、これまで忠実に奉行所へ人別帳を提出してきた名主たちに、「全事実不用之帳面」を提出させられてきたという疑念を生じさせることになろう。「人別帳提出の意義の問題」部分を町触として公表することは、一方では、当局内部に路線対立があるかのような疑惑を江戸市中にさらすことになり、他方では、奉行所のこれまでの指示に疑念を生じさせ、ひいては当局の権威を失墜させることにもつながりかねない。このような判断から町触案には、「人別帳提出の意義の問題」部分は削除されたものと思われる。立法理由の隠蔽といってもよいであろう。

また、「労力・負担の問題」については、町奉行の「伺書」では、人別帳を作成提出する町役人の労力・負担の問題や、提出された人別帳の点検に要する町奉行所役人の労力・負担の問題を理由にして、名主たちの町奉行所への人別帳提出を免除する提案を行っていたのに対し、町触案では、奉行所役人たちの労力・負担の問題を訴える部分は、さすがに提案理由として江戸市民に公表されることをはばかったのである。ここにも立法理由の

隠蔽がみられる。

法には、人々に公式に知らされる表面上の立法理由とは大きく異なる、人々には公にできない立法理由が隠されている場合があるということを、『人別省略方書留』は我々に教えてくれる。町触案に関していえば、この隠された立法理由こそが真の立法理由であったととれなくもない。幕末の激動期において町奉行所の任務・課題が激増し、奉行所役人が人別改関連業務に大きなエネルギーをさく余裕がなくなってきたという実態を考慮するなら、このように考えることもあながち不可能とは言えないように思われる。

第三項 老中の回答

一 上記町奉行の「伺書」に対し、同年七月一六日、老中堀田正篤より回答がなされた。⁽¹⁶⁾ 老中回答（指令）の内容は以下の通りである（【史料7】）。

（一） 伺書への拒否回答

奉行所への人別帳提出をやめさせたいという町奉行の「伺書」に対し、老中堀田正篤は、「書面伺之趣者、難被及御沙汰候」と拒否の回答を行った。その理由は特に記されていない。ただし、南北両町奉行所へ一通づつ提出させるという従来の方針を改め、両奉行所のうち一方に一通（一帳）提出させる（両奉行所之内江一帳為差出置）ことにした。

（二） 人別帳作成経費の問題

この点については、作成経費節約のため、「手輕二人別帳相仕立」てることを指示している。

(3) 人別帳保管場所の問題

老中回答は、町奉行所より名主へ下げ預けられた人別帳は、一〇年以上経過した分は下戻・破棄してよいと述べている。これは、町奉行の「伺書」に見られた保管場所の問題に対する一応の回答ともいえよう。なお、奉行所への人別帳提出を二通から一通に減じたことも、保管場所問題に効果的に作用することになる。

(4) 人別帳提出の意義の問題

町奉行の「伺書」は、「両奉行所へ提出する二通の人別帳は全く不用の帳面である。いつときの取締のため人別改を改革するのは分かるが、ながながとこのような無益の手数、費用をかけるのは詮のないことである」と述べていた。これに対し、老中の回答は何も触れていない。しかし、従来通り、その年の人別帳を、一通減らしてではあるが、奉行所に提出させることにしている。町奉行からの強い批判的問題提起にもかかわらず、老中が、人別帳を奉行所に提出させるという基本路線を維持する立場をとったことが分かる。

(5) 労力・負担の問題

町奉行の「伺書」には「御用繁」⁽¹⁷⁾、「手数相増、彼是以差支」と記されていたが、老中の回答はこの点について文言上は特に触れていない。町奉行所が天保改革以降、とりわけペリー来航以降、多忙を極めていることは老中も十分承知していたものと思われる。そうした「御用繁」のなかで、「人別掛与力、同心」が他の役職を兼務しながら、「外役儀を兼勤仕」、多数の帳面を点検する（「多数之帳面為突合」）作業を行っていたことは町奉行の「伺書」から十分くみ取ることができたはずであるが、老中の回答にはそれに直接答えるような文言は見られない。

しかし、老中の回答が、奉行所への人別帳提出を従来の二通から一通に減ずることを指示したことは、「多数之帳

面為突合」作業の軽減につながり、奉行所の「御用繁」に答えよつとしたものといえよう。老中は、町奉行ならびに町奉行所役人たちの強い意向を完全に無視するということは出来ないと判断したのである。

二では、老中がこのような回答を行った意図はどのようなところにあつたのであるつか。町奉行が、人別帳提出の廃止を伺つたのに対し、老中が拒否回答をし、その代わりに、人別帳提出を一通に減ずる措置をとつたのはなぜか。そこには明らかに町奉行所の意向への配慮があつた。対外情勢の緊迫、国内情勢の変動のなかで老中は町奉行所の天保人別改路線への「抵抗」とも思える意向を全く無視することはできなかったのである。しかし、にもかかわらず、町奉行所へ人別帳を提出させるという「天保人別改令」の基本路線は堅持している。それはなぜであるつか。以下、この点について考えてみる。

(1) 「人別帳提出の意義の問題」

上述したところから分かるように、町奉行の「伺書」に見られる問題提起に対し、老中回答のなかで直接的であれ、間接的であれ全く触れられていなかった点は「人別帳提出の意義の問題」であつた。この点について老中が、もし、町奉行の「伺書」と同様の認識に立っていたならば、老中の回答は、「今後、人別帳は奉行所に一通提出させるように」というものにはならず、「今後奉行所への提出は不要である」という回答になつたものと思われる。そうはならず、提出数を減じたとはいえ一通だけ提出させることにこだわつたところを見ると、人別帳を奉行所に提出させることに何らかの意味があると老中が考えていたからにはかならない。ならば、その意味は何か。

(2) 人別帳を提出させる路線を継続する意味

(イ) 指導者の体面

町奉行の「伺書」に述べられた「人別帳提出の意義の問題」は、奉行所へ人別帳を提出させることの意義を否定したものであり、それは、ひいては、天保改革後も延々とその無意味な　と町奉行が評価する　政策をつづけてきた政府指導層への批判ととれなくもない。老中がこの町奉行の伺書を受け入れることは、長年の怠慢を認めることになり、指導者としての体面上それは受け入れられなかった、ということが全く考えられないわけではない。しかし、老中がこの問題で体面にこだわったのかどうかという問題は、全く史料上の根拠に基づかない推論にすぎない。

(ロ) 継続する実質的意味

老中が回答のなかで、町奉行所への人別帳提出を継続させるという方針をとったことには、そのことに老中が、体面ではなく、何らかの意味を見い出していたと考えることもできよう。このことを考えるためには、そもそまなせ「天保人別改令」で人別帳を町奉行所に提出させることになったのが、その背景を考えてみるのが有益である。

人別帳は、天保一四年の改正令（「天保人別改令」）以前は、毎年四月に「名主方江納置」ということになっていた⁽¹⁸⁾。それが天保一四年の大改正により人別帳は南北両奉行所に各一通づつ提出し、さらに名主のところに通控えを置いておくことになった。その理由について「天保人別改令」は次のように述べている⁽¹⁹⁾。

「一、市中人別之儀、毎年四月相改、右帳面者名主方ニ預置候処、改方疎漏ニ而、年附、印形等相違致、且四月より翌年四月迄之内者、出入人別と唱、家主限り人別記置候故、其間之出入二付、種々紛敷取計致置候趣ニ相聞、不埒之至ニ候、自今以後、年々四月両御役所江一ト通宛差出、名主共方二一ト通扣二取置可申候、

一、向後右改方之儀、家主方二而、店子並家族召仕同居之ものニ至迄、生国、菩提所、年附等迄巨細ニ相記、名主江差出、尚書人別名主方江呼寄せ、判元見届、人別帳江調印為致候上、両御役所之分共、町年寄江可差出候」

これによれば、従来名主の人別改に疎漏があつたこと、「家主限り」の人別把握に「種々紛敷取計」があつたこと、そのため今後は年々四月に南北両町奉行所へ一通づつ人別帳を提出させ、名主のところへ一通控をとつておく、ということにしたのである。家主による人別把握のあり方に問題があつた⁽²⁰⁾のであり、また名主のチェックにも問題があつたのである。そこで政府指導層としては、人別帳を名主のところに留め置くだけでは今時の大改正による人別取締はとうていおぼつかないと判断して、新たに南北両町奉行所へ一通づつ人別帳を提出させ、奉行所みずから人別帳を厳しく点検するという姿勢を示す必要があつたのではなからうか。このことは、「天保人別改令」が、今後は、奉行所で前年の人別帳と突き合わせて年附、印形等の点検を行うので油断をするな（向後、四月人別帳差出候得は、奉行所にて前年之人別帳江突合、年附、印形等迄取調候間、少しも油断致間敷候）と述べて、名主たちに注意を促していることから知られよう。

「天保人別改令」の末尾には、「右之趣、嚴重二相心得、別而人別之儀者町役人共主役二付、聊たりとも等閑之儀有之候而は不相濟儀二付、巨細二改方可致候、若等閑之取計いたすにおいて者、名主・家主共役儀取放之上、急度咎可申付候」とある。同令は人別改の大改正により名主・家主に、人別改方の入念な実施を厳しく命ずるとともに、そのことを担保するため、新たに人別帳を両奉行所に提出させ、奉行所でも前年の人別帳と照合して点検する姿勢を示したものといえよう。

幕末の対外情勢があわただしくなるなかで、町奉行所に課される任務も増大してくる。老中はそのことを理解しつつも、天保改革で打ち出した町奉行所への人別帳提出にこだわった。老中は、「天保人別改令」による江戸の人口流入抑制政策を完全に放棄するにはいたらず、人別改における名主・家主の役割を入念に果たさせるため、奉行所に入

別帳を提出させ、そのことにより、江戸町々の人口動態を可能な限り正確に把握させるという「天保人別改令」の趣旨は堅持しようとしたのではあるまいか。そして、そのことにより、江戸への人口流入　とりわけ請人や送り状、免許状のない者　を抑制し、江戸の治安を維持する姿勢を示そうとしたのではあるまいか。

この点で注目されるのは、松浦昭氏の寺請制に関する次の叙述である。「幕府が宗門改めの簡素化を図りつつも、寺請制にこだわってこの制度を維持し続けた目的は何であるか。それは宗教統制を主とした人民掌握にあつたと考⁽²¹⁾える」。「天保人別改令」が現実にとこまで実効性を有していたかどうかはともかくとして、老中が、人別帳提出制の「簡素化を図りつつも」、人別帳提出制に「こだわって」この制度を維持し続けたのも、その窮極のねらいは、同様に「人民掌握」にあつたといえるのではあるまいか。⁽²²⁾

第四項 安政五年二月の新町触案

一 人別帳提出制を全廃しようとした町奉行の提案は、上記のように老中により拒否された。そのため町奉行が用意していた町触案は全面的に書き改めなければならなくなった。老中の指示は、(イ)人別帳を従来の二通に代えて、一通だけ町奉行所へ提出させること、(ロ)人別帳については「手軽に」仕立てるように、即ち、経費を削減するようにということであつた。そこで町奉行は、「なるたけ粗末な紙を用いて(人別帳を)書き認めれば、町入用は格段に減らせるであろう」(「成丈ヶ麩紙ヲ相用認め候ハ、町人入用格別ニ相減可申」と人別掛名主たちに指示をだしたところ、安政四年(一八五七年)七月、人別掛名主たちより、岩城紙あるいは大半紙に書き認めれば市中全体としては町入用は格段に減少する旨返答を得た(「史料」⁽²³⁾)。町奉行はこの返答をもとに、新たな町触案を作成し、老中

に伺った(【史料15】【史料16】【史料38】【史料39】)。その内容は当然、先の町触案から大きく変わり、上記した老中の回答(指令)に添ったものに変更されている。

二 老中回答(指令)をうけて、その回答に添った新たな町触案(「申渡案」)を改めて作成したのは、安政四年一月であった(【史料13】)。そして、老中に伺ったのは翌安政五年二月であった(【史料15】²⁴)。この新町触案が伺いの通り承認され、安政五年二月二日、町触として発布された(【史料40】²⁵)。その内容は、上述のように、先の町触案(「申渡案」)から大きく変更されていた。まず第一に、人別帳は町奉行所に提出するという従来の路線にもどされている。ただ、今後は両奉行所の一方に提出することになった(来年は南町奉行所、再来年は北町奉行所)。第二に、町奉行所より名主へ預け置いた人別帳は、以後一〇年経過したものについては破棄して差支えないとされている。これは人別帳保管場所に配慮したものである。第三に、先の町触案に見られた人別掛廃止の文言(「人別掛之儀者差免候」)が削除されている。

上記第一点目は、既述した老中回答をふまえて町奉行所が作成した部分である。老中回答の方針を具体化した場合のことを想定して町奉行所が盛り込んだ部分もある(人別帳の具体的提出先)。上記第一点目も老中回答をふまえたものである。上記第三点目は老中回答に見られなかったものであるが、町奉行所への人別帳提出が提出数が一通に減じられたとはいえず、継続されることになったことをふまえたものである。²⁶

第四節 結びにかえて

一 「安政五年人別改令」については、これまで若干の研究者が言及している。ここでは横山百合子氏、林薫一氏

の見解を紹介する。

横山百合子氏は、『人別省略方書留』をもとに、「天保人別改令以降、幕末までの人別把握方法の変更は、美濃紙を半紙に変更、町奉行所への提出冊数を二冊から一冊にする。一〇年経過後の帳簿処分を許可するの三点である」と述べられた。⁽²⁷⁾これは「安政五年人別改令」により「天保人別改令」が変更されたことを述べたものである。ここでは「安政五年人別改令」の内容が的確に紹介されている。しかし、そのような変更がなぜなされたのか、そこどどのような確執があったのかについては触れられていない。

これに対し、林董一氏は、その変更の目的を同じく『人別省略方書留』をもとにして、次のように述べられた。「天保九年より一四年に至る五年の歳月を閲して立案された天保人別改令は、かくして実行に移されたのであるが、その後主として人別帳の作成費用と保管方法に支障を生じてきた。安政五年二月の改正は、この弊害除去の目的のなされた天保改正法の簡略化に他ならない」⁽²⁸⁾。林氏は、「安政五年人別改令」が「天保人別改令」を改正した目的として、人別帳の「作成費用」と「保管方法」に支障が生じたことを指摘された。「保管方法」についての支障とは町方における人別帳の置場所の問題であった。⁽²⁹⁾ここでは、変更のポイントが簡潔に要を得たかたちで指摘されている。しかし、「安政五年人別改令」は、「作成費用」と「保管方法」という二つの支障への対策を打ち出したものというだけではなく、上記したように、(イ)一方では、幕末における町奉行の新たな任務増大への対応を示したものであつたのであり、町奉行所の意向を配慮したものであつた。そして(ロ)他方では、人別帳の提出冊数を減じながらも、人別帳提出という基本路線は堅持し、江戸市中の人口動態把握、人口流入への監視姿勢を保持することを確認し明示したものであつた。

「天保人別改令」が、横山氏の指摘するように、社会的実態との間に乖離があったことは事実である⁽³⁰⁾。政府指導層が期待したような効果を上げていたのかという点についても、慎重な判断が必要であろう⁽³¹⁾。しかし、幕府は人別改による住民把握政策、人口流入抑止政策を放棄したわけではなかった。「天保人別改令」が全く不要になったと考えたわけでもなかった。同令の基本路線を堅持しつつ、諸般の事情を考慮して一定の修正を加えたというのが「安政五年人別改令」であったといえよう。

林氏は、「人口動態を正確に知らんとすれば、戸籍の様式、その運用が複雑となり、町方の負担は増大する。逆にそれを簡略にすれば、精密に統計することが困難となる。安政の改正は、天保人別改令崩壊の第一歩を意味する」と述べておられる。傾聴すべき見解である⁽³²⁾。「安政五年人別改令」は、ある面から見れば「基本路線の堅持」であるとともに、ある面から見れば「崩壊の第一歩」であったともいえよう⁽³³⁾。

二 従来、人別帳は名主のもとに保管されていた。名主は住民の協力を得てその帳簿を作成するとともに、一定期間経過後、訂正をほどこした。そしてその帳簿を保管したのである。公権力は公務の必要に応じて、名主のもとに保管されている人別帳を利用した。公的性格の強い帳簿の作成、訂正、保管を名主にゆだねていたのである。

周知のように、当時は町や村がさまざまな公的義務、行政事務を国家により担わされていた。いまこれを「私人による行政」⁽³⁴⁾と呼ぶことにする。人別に関する江戸の町名主の業務もその一つの形態であろう。そのあり方が疑問視され、手続を厳重にするとともに、国家によるチェック、監視体制を導入したのが、天保一四年人別改令であった。

「私人による行政」に対する公的監視体制の導入であった。この公的監視体制を、その後の状況変化のなかで緩和すべきかどうかをめぐる攻防戦が展開された。「私人による行政」に対する公的監視体制の導入・強化は、「公」「私」と

もに負担を増加させることになった。とくに、監視に要する「公」の側の負担増加が問題視されるに至った。そのため、公的監視体制廃止の提起がなされ、結局、公的監視体制を若干緩和しつつも基本的には維持することで決着がついた。その結末を示すのが安政五年二月の人別改令であった。『人別省略方書留』は、天保の人別改大改革を修正する「安政五年人別改令」成立のこうした背景事情をつかがわせるものである。

(註)

- (1) 国立国会図書館所蔵。日本マイクロ写真株式会社発行『旧幕府引継書』第三集収録(マイクロフィルム番号一五二)。
- (2) 『古事類苑』政治部三(吉川弘文館、平成九年)四八六頁。
- (3) 服藤弘司『幕府法と藩法』(創文社、昭和五五年)三三八、三三九頁、横山百合子「天保人別改の再検討 都市住民の観点から」、『史学雑誌』一〇八編三号、一九九九年)一頁(本論文はのちに、横山『明治維新と近世身分制の解体』(山川出版社、二〇〇五年)に収録される)、藤田覚『遠山金四郎の時代』(校倉書房、一九九二年)一六六頁以下参照。なお、藤田覚『天保の改革』(吉川弘文館、平成元年)八三頁以下をも参照。
- (4) 藤田・上掲『遠山金四郎の時代』一五一頁以下参照。
- (5) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第一四巻(塙書房、二〇〇〇年)一三八九五号(三三一頁以下)、法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考』前集第六(創文社、昭和三四年第一刷、昭和四三年第二刷)四〇三七号、四〇三八号(三五四頁以下)、石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第二巻(岩波書店、一九九二年)一六八七号、一六八九号(三三八頁以下)。
- (6) 坂本忠久『天保改革の法と政策』(創文社、一九九七年)一六三頁。
- (7) 南和男『幕末江戸社会の研究』(吉川弘文館、昭和五三年)一六一、一六二頁。もっとも、南氏は次のようにも述べておられる。すなわち、人返し令は江戸の人口 流入人口増をはじめて阻止したものであり、人返し令はそれなりに効果をあげた。しかし、天保一四年(一八四三年)閏九月の老中水野忠邦の罷免後、町奉行所人別改下役同心の専任制が廃止された

ことは、幕府が人別改に以前ほど重点を置かなくなったことを意味するものであり、人返し令の事実上の撤回であったとみなすことができる。「その結果、翌弘化元年より再び人口は増大し、安政期には、天保改革以前よりも増加しているのである」と、氏のこの叙述から、少なくとも町奉行所人別改下役同心の専任制が廃止されて以降に関しては、人別改に対する消極的評価がうかがわれる。人別改下役同心の専任制廃止以降の人別改令に対する氏の評価は、積極、消極相なからずるといふことであろうか。

(8) 横山『上掲論文』二四頁。なお二六頁をも参照。

(9) 武士が婚姻にさいし、本願書提出に先だち内慮伺を提出するものも、その一例であろう(中田薫『法制史論集』第一巻(岩波書店、大正一五年初版、昭和四五年発行)四六八頁参照)。

(10) 【史料2】には「案」とあるが、【史料7】で、老中からの回答がなされているので、この案は案で終わったのではなく、実際に老中に提出されたことがわかる。なお、【史料29】に「巳三月二十六日、伊勢守殿江御直上ル」とあり、三月一六日に、老中阿部伊勢守正弘に「伺書」を提出したことが分かる。

(11) 天保一二年九月二〇日町奉行遠山左衛門耐景元が、町奉行矢部駿河守定謙と評議して老中水野忠邦に提出した「在方より御当地え出稼のもの帰農井人別等之儀取調申上候書付」によれば、遠山は人別改の徹底をはかるため、「一、両組にて人別掛り力式人、同心四人ツ、申付、改方引受為取扱候ハ、後々迄御趣意行届可申と奉存候」と、町奉行所内に人別掛りの制度を設けることを提案している(石井良助『家と戸籍の歴史』(創文社、昭和五六年)一八一頁)。実際には、天保一四年四月に、南町奉行所、北町奉行所で、それぞれ人別掛と力式三人、同心三人づつ任命されたといわれている(南『上掲書』一四九頁)。なお、南和男『町奉行 享保以降を中心として』(西山松之助編『江戸町人の研究』第四巻(吉川弘文館、昭和五〇年)九六頁)をも参照。

(12) 石井『上掲書』一八一、一八八、一八九頁。なお、藤田・上掲『遠山金四郎の時代』一五四頁以下をも参照。

(13) 石井『上掲書』二四〇頁。

(14) 石井『上掲書』二四〇、二四一頁参照。

(15) 町奉行から、このように町触案を添えて老中に伺った例としては、笠谷和比古『士(サムライ)の思想 日本型組織と個人の自立』(岩波書店、一九九七年一刷、二〇〇一年二刷)六三頁以下参照。笠谷氏はこうした稟議型の意思決定のあり方が、幕府官僚制度において顕著に見られたことに注目されている。

なお、こうした意思決定過程は同時に、法令(町触)の生成過程でもあった。『人別省略方書留』は、町触の生成過程、公布過程を知るうえで、も好個の史料である。この点については、稿を改めて論じたい。

(16) なお、『史料7』には、「七月一日」に老中堀田備中守正篤より回答がなされた旨の記述があるが、『史料29』に「同七月一日、備中守殿、梶田善八郎を以御渡」とあり、また、『史料31』に「備中守殿、梶田善八郎を以御渡、寛」の書に「巳七月一日」とあるので、「こゝではとりあえず「七月一日」とした。なお、『史料6』をも参照。

(17) 天保改革期以降、町奉行与力の分掌(担当掛)が著しく増大したことについては、南「上掲論文」九六頁以下を参照。

(18) 寛政八年四月「人別書上改正申渡并書上書式」(『徳川禁令考』前集第六、四〇三四号(三四五頁))。

(19) 『徳川禁令考』前集第六、四〇三八号(三五六頁)、江戸町触集成』第一四巻、一三八九五号(三三四頁)、幕末御触書集成』第一巻、一六八七号(三二八、三二九頁)。

(20) 横山「上掲論文」二二頁、藤田・上掲「遠山金四郎の時代」一五八、一五九頁。

(21) 松浦昭「史料」宗門改帳」研究序説(神戸商科大学創立七十周年記念論文集、二〇〇〇年三月)一〇頁。

(22) 現実と法制度が乖離し、実態は法制度の本来の趣旨からかなりへだたっているにもかかわらず、幕府が当該法制度の維持にこだわった例として、田畑永代売買禁止の制があることは周知の通りである。

(23) 安政四年七月の人別掛名主たちの返答書は冒頭で次のように述べている(『史料12』)。

「市中人別年々四月取調、美濃紙帳面江認、去ル卯年以來、兩御番所江忝通差置、支配名主共方江忝通差置、都合三通宛相認め来り、九月者増減而已取調書上候得共、四月者美濃紙二清帳認め、町入用等多分二相掛り候二付、向後御隔年二御一方御番所江而已、忝卜通書上致、名主方江忝通差置候ハ、差当り忝卜通相減、其上、以來美濃紙二而書上候二不及、半紙二而も不苦、成文々麁紙ヲ相用認め候ハ、町入用格別二相減可申旨、厚御沙汰被為在候間、是迄書上

候美濃紙并岩城、大半紙、市中直段取調候処、左之通」

石井良助氏は、右文中の「去ル卯年以來、両 御番所江巻通宛差上、支配名主方江巻通差置、都合三通宛相認め来り…」とある部分の「去ル卯年」を「安政二年」と解された。そして、「卯年（安政二年 大平註）以來、人別帳は四月に取調べ、両町奉行所に一通宛差出すことになった」、「それまでは、人別帳は支配名主方だけに置いておいたのであるが、それでは不十分であるというので、両町奉行所にもおかせることにしたのである」（石井『上掲書』二四二頁）と主張された。これは全くの誤解であり、「去ル卯年」とはいうまでもなく、「天保一四年」のことである。

なお、石井氏は、この安政四年の人別掛名主たちの返答書の記述にもつき、「江戸全部の人別帳というその費用も莫大になるので、安政四年に、幕府より人別書上は美濃紙に及ばず、半紙でもよいからなるだけ麴紙を用いて、町の経費を減ずるようにと命ぜられたというのである。幕末まで人別帳が作成されたことは後述のごとくであるが、はたして、両奉行所に一通ずつ提出するという制度がどの程度に行われたかは問題である」（同、一四一、一三四頁）と述べておられる。

氏の引用された上記安政四年七月の人別掛名主たちの返答書に、「天保一四年に南北両奉行所にそれぞれ一通ずつ人別帳を提出することになったが、これからは（「向後」）隔年に、一方の町奉行所に一通人別帳を提出することになった、とあることから明らかなように、安政四年七月以降（実際には安政五年二月の町触が出されて以降）は、来年は南町奉行所に、再来年は北町奉行所にと、交代で人別帳を一通提出することになるのである（『史料40』）。石井氏が、「幕末まで人別帳が作成されたことは後述のごとくであるが、はたして、両奉行所に一通ずつ提出する（傍点大平）」という制度がどの程度に行われたかは問題である」と述べているのは、明らかに史料の「向後」以下の部分の読み誤りである。

- (24) 【史料38】では「四月」とあり、【史料15】の冒頭の朱書にも、「午四月二十八日」とあるが、「四月」に老中に伺った町触案が、「二月」に発布されるということにはありえないので、この「四月」は誤記か、あるいは老中への伺い日以外の日付であろう。「安政五年人別改令」（町触）は、【史料25】【史料43】に、「当二月中、小口年番名主共江、当御役所二而被仰渡御座候」とあるところから理解されるように、まちがいなく「二月」に発布されている。

- (25) 『江戸町触集成』第一七巻、一六〇四七号（一三三三、一三四頁）。

(26) このほか細かい変更点としては、安政四年三月の町触案にあった「四月、九月両度相改」の部分が安政五年二月の町触では削除されている。しかし、これは全く表現上の都合によるものであり、四月、九月両度の改めをやめるということではない（『江戸町触集成』第一七巻、一六〇五号（二三六頁）参照）。

(27) 横山「上掲論文」三四頁、註(60)。

(28) 林董一「江戸幕府戸籍法研究序説(一)」、『法政論集』三卷一号（一四四頁）。

(29) 林「上掲論文」一五三頁註(20)。

(30) 横山氏は、天保の人別改大改革により導入された人別改制度を「構造的に無人別者を生み出す人別改制度」であり、天保の「人別改令以降作成された人別帳は虚構性の高いものといわざるをえない」（横山「前掲論文」二六頁）と指摘されている。この点で氏が引用された、明治元年（一八六八）二月、東京府が人別改方について名主に諮問を行った際に名主側が上申した見解のなかに見られる次の記述（横山「前掲論文」二六頁）は極めて興味深い。

「一、他国より出稼のため奉公済致候もの、此分人別送無之候而は人別江差加候義不相成候故、召使候もの日雇同様ニ致置候間、自然人別書上ニ相洩候者多人数、是等之分今般相改、天保度以前ニ復シ、送り書相止、現在人数を以調方仕候得は、無洩行届可申哉」

ここでは、人別帳と現実の乖離が大きいので、天保以前のあり方に戻すべきであると主張されている。

(31) 「天保人別改令は、江戸への人口流入と農村の荒廃という事態に対処するために、幕府が行ったもつとも緻密な都市住民把握政策であった」（横山「上掲論文」二八頁）。しかし、人口流入の根本的な動因が解決されぬまま戸籍取締を強化すれば、人別把握は社会的実態から乖離していく。このような乖離を、横山氏は「天保人別改政策の挫折」（同上）と表現された。傾聴すべき見解である。氏の見解からするならば、江戸への人口流入抑制は政府が期待したような効果はあげ得なかつたということになろう。

(32) 林「上掲論文」一四五、一四六頁註(55)。

(33) 上記のように、南和男氏は、水野忠邦罷免後の町奉行所人別掛役人の専任制廃止を、幕府による人別改めの相対的軽視化

人返し令の事実上の撤回と評価されている(南『上掲書』一六一頁)。もし、この評価に従うとすると、「安政五年人別改令」は、「天保人別改令」の「崩壊の第二步」といった方がより適切なのかも知れない。

- (34) 近世日本の共同体は、法史学研究者により、マックス・ウェーバーの分析概念に依拠して、権力(君主)の需要を充足する、「ライトウルギー的義務団体(強制団体)」の一つとして描かれてきた。近世日本の共同体の特質を的確に捉えた叙述といえよう。本項では、共同体が権力(君主)の需要充足のため負担する義務的行為のある側面を、「公」「私」の視点から眺めてみることも可能であるうと思ひ、「私人による行政」という分析の道具を用いてみた。

【付記1】 本稿は、平成一五〜一八年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(A))「19〜20世紀東北日本の前近代型出生・生存・移動・死亡パターンの歴史人口学的研究」(研究代表者・高木正朗立命館大学産業社会学部教授)による研究成果の一部である。

【付記2】 本稿は、二〇〇六年三月一日に行われたSDDMA(「社会開発人口モデル研究会」第六回研究会報告)に手を入れて作成したものである。「出席の方々より種々の貴重な助言をいただきましたことに心からの感謝の意を表します。

凡例

- 一、漢字は、原則として常用漢字を用いた。ただし、嶋（島）、麿（粗）、扣（控）などの異体字、俗字はそのまま用いた。
- 二、かなも、原則として現行の字体を用いた。ただし、助詞の江（え）、而（て）、与（と）、者（は）、而已（のみ）などはそのまま残した。
- 三、合字体の☆は、「より」に直した。
- 四、平出は二字、欠字は一字空けた。
- 五、原文が訂正されている部分（見せ消ち）については、訂正後の字句を採用した。
- 六、朱書の部分は「」で囲み、右肩に（朱）と注記した。

『人別省略方書留』（大平）

（表紙）

人別省略方書留_{安政}全

（見開き）

人別省略方書留

人別掛

〔史料1〕

別紙御向より御相談もの、御頭二者思召無之趣二付、御存寄無之候八、返上可致与存候、依之、御廻申候、

三月十二日

吉右衛門

久蔵

十左衛門様 存寄無御座候、

安右衛門様

九郎兵衛様 存寄無御座候、

弥助様

吉次郎様

〃

〔史料2〕

〔甲斐守殿江相談もの

〕

市中人別改方之儀二付奉伺候書付

〔池田播磨守

御当地人別戸数相増候二付、在方より出稼之もの帰農之義、天保十三寅年中、水野越前守殿御勤役中、御沙汰之趣を以、先役共評議之上、夫々御取締被仰出、触申渡等仕、其以來、市中之もの共、他町転宅、嫁娶、奉公稼等、人別送状之義者嚴重に而取締宜相成候処、人別帳書上方之義、無益之手数、失費相懸、場末之もの者猶更一統難儀仕候趣相聞候間、取調候処、右取締筋伺濟翌卯年中之申渡二、

一市中人別之義、毎年四月相改、右帳面者名主方二預り置候処、改方疎漏二而、出入人別記方等紛敷候間、自今以後、年々四月、両御役所江一通ツ、差出、名主共方二一ト通扣取置可申旨、其外委細申渡候、以來、年毎四月惣町人別美濃紙帳面二認、両御役所江差出、四月差出候分者九月中下ケ遣、増減其外入狂之廉取調之上、猶又差出し、外二一ト通り名主共方江扣置、扨前

年之分者、翌四月中名主共江相下ケ預置、改而新帳為差出候仕法二有之、右二付、卯年以來昨年迄十四ヶ年之人別帳、名主共土藏二入置候由之処、藏無之もの者長持、葛籠等、持退之用意仕置候二付、此上年數を経候得者、多分之冊數二相成り、置場二モ差支、小町支配之名主共者尚又、大町之義者戸數多候故、夫丈冊數相高、往年二至取斗方、名主共内実当惑心配いたし罷在、

(朱)

「此儀、是迄名主共方二差置候人別帳焼失之節者、吟味之上、叱り置候先例二御座候」

其上兩御役所、名主共扣共、三通ツ、相仕立候二付、家主共之内、書役共定掛り二いたし、自身番屋江詰切取調、帳面二仕立上候迄者余程之手數相懸り、

(朱)

「毎年四月人別調入用掛高

一凡金五兩程

大町

壹ヶ町分

同断

一凡金貳兩貳分程

中町

同断

同断

一凡金壹兩貳分程

小町

同断

毎年九月人別調入用掛高

一大町凡金壹兩三分位、中町壹兩、小町貳分位ツ、

相懸候由二相聞申候」

右者、壹町限卯年以來人別調入用二候処、纔壹町二而

右之通之掛り高二付、壹番組より貳拾壹番組迄、番外

品川吉原町共、惣町數凡千六百五拾七ヶ町、拾八ヶ所

二而者、多分之金高二相成、其上自身番屋江家主、書

役共詰切取調候節々、食事等之入用者右之外二而、此

分モ惣躰二而者金高二可相成、何れモ地主共出張いた

し来候儀二御座候、勿論、人別帳改方之義者、町役人

共大切之主役二付、等閑二成行候而者、吟味筋二付印

鑑為引合其外差支候得共、名主共方二一通有之候得者、

右二而事足り候儀二而、年々差出候分モ、翌年者下ケ

遣、兩御役所二者、其年之人別帳而已差出置候迄二有

之候間、公事出入等二付入用之儀者、多分年数を経候
印鑑を為引合候儀、現当之人別江者、先者見合候儀も
無数、兩御役所江差出候二夕通之分者、全事実不要之
帳面二有之候間、一時御取締之為又改革仕候儀者、可
然儀二可有之候得共、永々如当時無益之手数、費用相
掛候儀者、無詮儀二而、且又右之節より、兩組二而人
別掛与力、同心并名主共二も掛申付有之、尤、外役儀
を兼勤仕候儀二者候得共、右多数之帳面為突合等、御
用繁之中二而手数相増、彼是以差支候二付、私共得与
評議仕候処、以来人別帳之儀、寛政町法改正後仕來之
通、

(朱)

「寛政度町法改正迄者、人別帳之儀、毎年四月、九月
惣人数書上、町年寄共江兩度差出來候処、九月差出
候儀者相止、四月一度可差出旨申渡、吾人別名前之
人別帳八、名主方江一通差出來、卯年迄右之通二御
座候」

名主支配限一卜通相仕立、尤、調方八入念、疎漏之儀
無之様精々申渡、兩御役所江差出候儀者、以来相止、
右人別掛之儀者差免候八、乍聊御入用も相減、町入
用者惣躰二而者餘程之減、且手数相省キ候儀、簡便之
取斗方与奉存候間、右之通、古復之様取斗可申哉奉存
候、尤、右体申渡候迎、事之弛二相成候与申儀者、曾
而無御座候、依之、名主共江之申渡書案相添、此段奉
伺候、以上、

巳三月

跡部甲斐守

池田播磨守

〔史料3〕

申渡案

人別掛
南北小口年番

名主共

市中人別帳之儀、毎年四月相改、三通帳面相仕立、兩
御役所江二夕通、名主支配限一卜通扣置可申旨、其外
委細天保十四卯年申渡、四月、九月兩度相改、翌年二

至、前年之分預ケ遣来候処、毎年下遣候帳面モ数冊之
事二而、此上年数を経候而者、置場二モ差支、其上、
三通リ之帳面二仕立候二付而者、手数、費用モ相掛、
地主共町入用相増、及難儀趣相聞候間、向後之儀者、
卯年以前之通、名主支配限一卜通帳面相仕立置、両番
所江差出人別帳之儀者、以来差出二不及候、勿論、人
別改方之儀者、町役人共大切之主役二付、是迄申渡候
趣聊無違失、帳面糺方等精細二取調、等閑之儀無之様
猶厚申合、吟味筋二付入用之節等、無差支様可致候、
但、人別送状之儀者、卯年改革申渡候以来、嚴重二
相成、取締モ宜趣二付、弥以是迄之振合ニ而、入念
取斗可申候、右二付、人別掛之儀者差免候間、其旨
可存候、

巳三月

〔史料4〕

秋 山 久 蔵様

東 條 八 太 夫

『人別省略方書留』(大平)

高橋吉右衛門様 中村次郎八
中嶋三郎右衛門様 東條八太郎
神部孫九郎様 中田太左衛門
都筑平右衛門様 安藤源五左衛門
三好助右衛門様 蜂屋新五郎

以手紙得御意候、各様弥御安全被成御勤、珍重奉存候、
然者、市中人別改方之義二付、頭より被申渡候趣を以、
伺書取調、此方人別掛江モ相廻候上、先各様江及御相
談候、御同意二候八、其御頭様江頭より御掛合可被
申候間、御心付之廉モ御座候八、無御腹臆被仰聞可
被下候、以上、

三月八日

〔史料5〕

(朱)

「返書案」

駒次郎

御紙面致拜見候、各様弥御安全被成御勤仕、珍重奉存候、然者、市中人別改方之義二付、其御頭様より被仰渡候趣を以、御伺書御取調、其御組人別掛之衆江も御廻之上、先拙者共江御相談被成、存寄無之候八、其御頭様より頭江御掛合可被成候間、心付之廉も御座候八、無腹臆^(マ)申進候様御相談之趣、致承知候、則御伺書案一覽いたし候処、別段可申進廉も無之、拙者共も御同意二付、被仰上候様存候、依之、右御伺書案返却御報可得御意、如斯御座候、以上、

三月十日

〔史料6〕

安政四巳年七月十八日、向方より来、返書略又

九郎兵衛様	又	五郎八郎
吉次郎様	保太郎	蔵
源左衛門様	弥太郎	

御出勤御苦勞千万二奉存候、然者、比程御伺相成候市中人別改方之儀、一昨十六日、別紙御書取之通被仰渡候間、右写差出申候、尤、名主共江之申渡其外と毛取調、猶追々可及御相談候、此段可得御意、如斯御座候、以上、

七月十八日

追而本文御下知濟、御書取之趣、其市中取締掛衆江、御演達御座候様致し度旨、此方市中取締掛申聞候間、宜奉頼候、以上、

〔史料7〕

(朱)

「巳七月十五日、備中守殿、梶田善八郎を以御渡」

覚

書面伺之趣者、難被及御沙汰候、併町入用等多分相掛、地主共難儀之次第二毛候ハ、右入用可成丈省略方厚勘弁致し、以來、如何様二毛手輕二人別帳相仕立、兩奉行所之内江一帳為差出置、拾ヶ年以上之分者、追々下戻、破帳為致候様、可被取斗候事、

繕付案

書面伺之趣者難被及御沙汰、併町入用等多分相掛、地主共難儀之次第二毛候ハ、右入用可成丈省略方厚勘弁致し、以來、如何様二毛手輕二人別帳相仕立、兩奉行所之内江一帳為差出置、十ヶ年以上之分ハ、追々下戻、破帳為致候様、可取斗旨被仰渡、奉承知候、

巳七月十六日

池田播磨守

(朱)

「巳七月十九日、市中取締懸江右御書取之趣演説済」

『人別省略方書留』(大平)

〔史料8〕

仁杉五郎八郎

加藤九郎兵衛様

中村又蔵

三村吉次郎様

東條保太郎

谷村源左衛門様

佐久間弥太吉

吉岡駒次郎

御出勤御苦勞千万奉存候、然者、比程御伺相成候市中人別改省略方之儀、備中守殿御書取并承付案共、昨日御廻申候処、右者行違二而、別紙繕付案之通二而、今日返上致し候、右二付、昨日御廻し申候承付案八御戻可被下候、且其中取締掛衆江毛、右之趣宜敷御演達被下候様奉頼候、依之、別紙繕付案相添、此段得御意候、以上、

〔史料9〕

五郎八郎

三五(一〇一四)

九郎兵衛様

吉次郎様

源左衛門様

保太郎
弥太郎
駒次郎

御出勤御苦勞千万奉存候、然者、市中人別帳省略之義
二付、先達而備中守殿御書取を以、御下知有之候二付、
省略方之儀申渡書其外別帑之通取調、及御相談候、御
存寄無御腹臆被仰聞候様いたし度、依之、外書類相添、
此段得御意候、以上、

十一月

〔史料10〕

〔備中守殿

市中人別帳省略方之儀二付申上候書付

〔池田播磨守
町奉行

先達而市中人別帳省略方奉伺候処、御書取を以御下知
有之候二付、右省略方別紙之通可申渡与奉存候、就
而者、是迄申付置候人別懸組之もの并名主共儀者、其
俛差置候様可仕候、依之、右申渡案相添、此段申上置
候、以上、

月日
跡部甲斐守
池田播磨守

〔史料11〕

申渡案

市中人別懸
名主共

市中人別帳之義、毎年四月相改、三通帳面相仕立、兩

〔史料12〕

御役所江式夕通り、名支配限一卜通扣置可申旨、其
外委細天保十四卯年申渡、以来年々右之通差出来候処、
入用相増、難儀および候趣相聞候間、向後、用紙之義
八岩城紙、大半紙之内二いたし、可成丈ケ省略いたし
相仕立、来午年より兩番所江差出二不及、一方之御役
所江一卜通差出可申、来午四月八兩番所、来々未四月
者北番所与相心得、後來隔年二差出候様可致、且又、
是まで町内江預ケ置候人別帳之義、数冊之事二而、此
上年数を経候而者、置場二も差支、手数、費用も相懸
可申候間、以来拾ケ年相立候分者、伺二不及破帳いた
し、町内扣人別帳之義八、吟味筋其外時之見合相成候
義二付、弥入念仕舞置、入用之節等無差支様可致候、
右之通、惣町之名主、月行事持之場所まで、不洩様可申
通、

巳九月

市中人別年々四月取調、美濃紙帳面江認、去ル卯年以
来、兩御番所江壹通宛差上、支配名主共方江壹通差
置、都合三通宛相認メ来り、九月者増減而已取調書上
候得共、四月者美濃紙二清帳認メ、町入用等多分二相
掛り候二付、向後御隔年二御一方御番所江而已、壹
卜通書上致、名主方江壹通差置候八、差当り壹卜通
相減、其上、以来美濃紙二而書上候二不及、半紙二而
も不苦、成丈ケ麁紙ヲ相用認メ候八、町入用格別二
相減可申旨、厚御沙汰被為在候間、是迄書上候美濃紙
并岩城、大半紙、市中直段取調候処、左之通、

濃州

一美濃紙 壹帖四拾八枚切

拾帖壹束二付

銀式拾句

但

壹帖二付 銀式句

奥州

一岩城 壹帖式拾枚切

拾枚二付 銀四分一り六毛六糸

壹枚二付 銀四り一毛六糸余

大州

一半紙 壹帖式拾枚切

壹枚二付 銀式り

拾帖壹束二付

銀三刃三分

銀四刃八分

但

壹帖二付 銀四分八り

拾枚二付 銀式分四り

壹枚二付 銀式り四毛

壹帖二付 銀三分三り

拾枚二付 銀壹分六り五毛

壹枚二付 銀壹り六毛五糸

土州

一大半紙 壹帖式拾枚切

拾帖壹束二付

銀四刃三分

但

壹帖二付 銀四分

拾枚二付 銀式分

右紙直段取調候処、是迄者町々二而美濃紙江人別相認
メ候間、縦令者、百枚二付銀四刃壹分六り三毛程二
相当り候処、此度籠紙二可致御沙汰二付、半紙二致候
得者、判毛狭く相成候二付、是迄美濃紙片面江名前三
行宛認メ来候得共、半紙二致候得者、三行二者認メ兼
漸式行位二相認候様相成候間、紙直段者下直二至り
候与毛、紙数相増候二付、惣認メ高二見競候得者、格
別之減二毛相成不申二付、岩城者百枚二付銀式刃四分

位、大半紙者同断二付銀式匂位、此両品二候得者、半紙より者判も広く、人別名前美濃紙同様三行宛二認め方も出来致、美濃紙直段之凡半減二而用弁仕 御番所御一方人別帳御免二相成候上、岩城、大半紙之内二相認め候得者、市中一体二而者、町入用格別二相減可申哉与奉存候、

右御尋二付、此段奉申上候、以上

巳七月

人別掛
名 主 共

〔史料13〕

(朱)

「安政四巳年十一月十六日、武鉄蔵を以御渡」

付 札

甲斐守殿

池田播磨守

『人別省略方書留』(大平)

市中人別帳之義二付、先達而備中守殿御下知有之候二付、省略方之義、別紙案之通可申渡哉与存候、就而八人別掛組之もの共并名主共儀も、是迄之通り申付置候様可致与存候、依之、別紙案相添、此段及御相談候、

巳十一月

下ケ札

御書面之趣、承知いたし候、別紙申上案をも一覽いたし候処、拙者儀存寄無之候、依之、右案返却、此段御挨拶およひ候、

巳十一月

跡部甲斐守

付 札

御書面之趣、承知いたし候、別紙一覽いたし候処、拙者儀何之存寄無御座候、此段御挨拶およひ候、

巳十一月

跡部甲斐守

三九(二〇一〇)

〔史料14〕

「午四月二十八日」

九郎兵衛様	八右衛門
源左衛門様	万太郎
	駒次郎

市中人別帳省略方之儀二付申上候書付

〔朱〕
備中守殿「江立田録助を以申上候」

伊沢美作守 町奉行

御出勤御苦勞奉存候、然者、市中人別帳省略方之儀二付、先達而其御頭様并先頭播磨守兩名ヲ以申上候積、御相談濟之処、不都合之廉も御座候付、別紙案之通り取直し可差出与存候間、右書類相添、及御相談候、

就而者、其御頭様より別段、頭より者御懸合不被申候間、各様より右之趣可然被仰上可被下候、右御相談旁如此御座候、以上、

二月五日

追而差急候儀二付、早々御挨拶有之候様いたし度候、

市中人別帳省略方之儀、跡部甲斐守并先役池田播磨守より奉伺候処、御書取を以御下知御座候二付、右省略方別紙之通申渡候、就而者、人別掛組之もの儀者、是迄之通り申付置候、依之、右申渡書案相添、此段申上候、以上、

午二月

跡部甲斐守 伊沢美作守

〔史料15〕

（朱）

申渡案

南北小口
年番
名 主 共

市中人別帳之儀、毎年四月相改、三通り帳面相仕立、
両御役所江式通、名主支配限一卜通扣置可申旨、其外
委細天保十四卯年申渡、以来、年々右之通差出来候処、
町入用相増、難儀および候趣相聞候間、向後用紙之儀
者岩城紙、大半紙之内二いたし、可成丈省略いたし相
仕立、当午年より両番所江差出二不及、一方之御役所
江一卜通差出可申、当四月者南番所、来未四月者北番
所与相心得、後來隔年二差出候様可致、且又、是迄町
内江預置候人別帳之儀、数冊之事二而、此上年数を経
候而者、置場所二も差支、手数料用も相掛可申候間、
以来、拾ヶ年相立候分者、伺二不及破帳いたし、町内

『人別省略方書留』(大平)

扣人別帳之儀者、吟味筋其外時々見合相成候儀二付、
弥入念仕舞置、入用之筋等無差支様可致候、
右之通、惣町々名主、月行事持之場所迄不洩様可申通、
午二月

〔史料17〕

御出勤御苦勞奉存候、然者、昨日被仰越候市中人別省
略方之儀、御申上、先達御相談濟之処、猶別紙之通御
取直、御差出被成候二付、御相談之趣致承知候、右二
付、存寄之儀者無御座候間、先般両名之処、今度御一
名二相成候廉、一心承知致し置、且其御頭様より此方
頭江別段之御懸合無御座候二付、申聞候様、被仰越候
へとち、先般御相談之儀、乍聊も御取直相成候儀、御
座候間、別段御懸合御座候様致し度奉存候、

四一(二〇〇八)

右御報如斯御座候、已上、

二月六日

(朱)

「猶以別紙書類致返上申候、以上」

〔史料18〕

(朱)

「午二月十八日竹鉄蔵を以御渡」

美作守殿	跡部甲斐守
〔甲斐守殿	伊沢美作守

市中人別帳省略方申渡等之儀、先達而先役池田播磨守より御相談濟之趣二付、近々拙者御役所おゐて可申渡哉与存候、就而八、右申渡相濟候趣、別紙案之通取直進達可致与存候、依之、書類相添及御相談候、

午二月

下ヶ札

御書面之趣、承知いたし候、別紙申上案をも一覽いたし候処、拙者儀存寄無之候、依之、右案返却、此段及御挨拶候、

午二月

跡部甲斐守

〔史料19〕

九郎兵衛様

八右衛門

佐太 郎様

万 太 郎

源左衛門様

駒 次 郎

各様御出勤、御苦勞千万奉存候、然者、市中人別帳省略方之儀、兼而御相談濟二付、明廿二日南北小口年番名主共呼出し、被申渡候間、乍御苦勞被仰合御立合与して、明昼九時御言人御出御座候様致度、右得御意度、如此御座候、以上、

二月廿一日

〔史料20〕

町奉行衆

河野对馬守
平賀駿河守

御普請方權棟梁

吾孫子文助

飯塚次郎兵衛

右者去辰四月中及御懸合候者共之内、前書兩人数年出
精相勤候二付、地割棟梁並申付、苗字差免、御普請方
下奉行支配二可申付旨、昨廿一日備中守殿被仰渡候、
依之、町人別除方等之儀、其筋江御申渡有之候様存候、

十二月廿二日

〔史料21〕

九郎兵衛様

八右衛門

『人別省略方書留』(大平)

佐太郎様

万太郎

源左衛門様

駒次郎

各様御出勤、御苦勞千万奉存候、然者、南北小口年番
名主共より、別紙伺書差出申候、右者伺之通相心得可
申旨、可申渡与存候、此段為御相談得御意候、以上、

二月廿三日

〔史料22〕

上

南北小口
年番
名主共

今般人別書上振之儀被仰渡候二付、左之通奉候候、
一是迄書上候人別取調方、毎年三月十五日限出入を切、
四月廿日、組々限人別掛名主共江取集、相納候儀、小

四三(二〇〇六)

口人別掛名主共より、年々西御番所江伺之上惣達仕、猶九月増減取調、書上之儀者、四月書上候人別帳、八月十九日、廿日、廿一日此三日之内御下ケ相願、同月十五日限出入を切、増減加除仕、九月廿日、組々人別懸名主共より相納候儀、是又前同様、伺之上取斗来候処、今般之被仰渡有之候而も、調方者是迄仕来之通、以来年番名主共より、伺之上取斗候様可仕哉、此段奉伺候、以上、

候間、伺之通可取斗旨、被申渡候而も可然哉二被存候得共、一応各様御存寄之據も承知いたし度、依之、右伺書写相添、及御相談候、右得御意度、如此御座候、以上、

四月十四日

〔史料24〕

午二月廿三日
南北小口
年番
名主共

八右衛門様
万太郎様
駒次郎様
斧次郎
佐太郎
源左衛門

〔史料23〕

斧次郎様
八右衛門
佐太郎様
万太郎
源左衛門様
駒次郎

御紙面拝見致候、御出勤御苦勞奉存候、樽藤左衛門より伺出候義二付、別紙伺書写為御相談、御廻被成、一覽いたし候処、聊存寄無御座候、彼是御手数之義奉存候、依之、別紙返却御報およひ候、以上、

四月十六日

御出勤御苦勞奉存候、然者、樽藤左衛門より別紙写之通り伺出候付、勘弁いたし候処、差支之筋も有之間敷

〔史料25〕

(朱)

「午四月十三日差出入」

人別帳之儀二付奉伺候書付

樽 藤左衛門

町年寄、地割役、糸割符宿老并受払役、猿屋町会所手代共人別帳、年々御双方御役所江差上来申候、然ル処市中人別帳之儀、天保十四卯年より、両御役所江名主共より差上来候処、当四月より御一方之御役所江差上、隔年之御取扱之趣、当二月中、小口年番名主共江、当御役所二而被仰渡御座候二付而者、前書人別帳之儀も、御取扱番御役所江而已差上候様可仕候哉、此段奉伺候以上、

『人別省略方書留』(大平)

午四月

樽 藤左衛門

〔史料26〕

甲 斐 守 殿

伊 沢 美 作 守

町年寄其外之もの人別帳差出方之儀二付、樽藤左衛門より別紙之通伺書差出候二付、取調候処、差支之儀も無之候間、伺之通相心得可取斗旨、可申渡哉与存候、依之、別帑相添、此段御相談およひ候、

午四月

下札

御書面之趣承知いたし候、別帑樽藤左衛門差出候書面をも一覽いたし候処、拙者儀、何之存寄無御座候、依之、別帑返却、此段御挨拶およひ候、
午四月
跡部甲斐守

四五(二〇〇四)

〔史料27〕

斧次郎様

左太郎様

源左衛門様

八右衛門

駒次郎

八郎左衛門

各様御出勤、御苦勞千万奉存候、然者、過日致借用候
人別省略取調書類、見分相濟候二付、則致返却候、御
手数之儀与奉存候、右得御意度、如斯御座候、以上、

十一月十四日

〔史料28〕

安政五年二月

人別帳一方御役所江差出候様

申渡候一件書類

（朱）

「向方取扱」

人別掛

〔史料29〕

ヒレ付末二記ス

巳三月十六日伊勢守殿江御直上ル、同七月十六日備
中守殿、梶田善八郎を以、御書取御添御下、同十九
日繕付致し、用人を以返上、

市中人別改方之儀二付奉伺候書付

池田播磨守
町奉行

御当地人別戸数相増候二付、在方より出稼之者帰農之
儀、天保十三寅年中、水野越前守殿御勤役中、御沙汰
之趣を以、先役共評議之上、夫々御取締被仰出、触申
渡等仕、其以來市中之もの共、他町転宅、嫁娶、奉公
稼等、人別送状之儀者嚴重二而取締宜相成候処、人別

帳書上方之儀、無益之手數、失費相掛、場末之者猶更

一統難儀仕候趣相聞候間、取調候処、右取締筋伺濟翌
卯年中之申渡二、

一市中人之儀、毎年四月相改、右帳面八名主方二預置
候処、改方疎漏二而、出入人別記方等紛敷候間、自今
以後、年々四月、両御役所江一卜通り宛差出、名主共
方二一卜通扣取置可申旨、其外委細申渡候、以来、年

毎四月惣町人別美濃紙帳面二認め、両御役所江差出、
四月差出候分八九月中下ケ遣、増減其外入狂之廉々取
調之上、尚又差出、外二一卜通名主共方江扣置、切前

年之分者、翌四月中名主共江相下ケ預ケ置、改而新帳
為差出候仕法二有之、右二付、卯年以来昨年迄十四ヶ

年之人別帳、名主共土蔵二入置候由之処、蔵無之もの
八長持、葛籠等持退之用意仕置候二付、此上年數を經
候得者、多分之冊數二相成、置場二も差支、小町支配

之名主共者猶更、大町之儀八戸數多候故、夫丈ケ冊數
相崇、往年二至取斗方、名主共内実当惑心配致シ罷在

(朱)

「此儀、是迄名主共方二差置候人別帳焼失之節者、吟
味之上、叱り置候先例二御座候」

其上兩御役所、名主共扣共、三通り宛相仕立候二付、
家主共之内、書役共定掛二致し、自身番屋江詰切取調、
帳面二仕立上候迄者余程之手數相掛、

(朱)

「毎年四月人別調入用掛高

一凡金五兩程 大町 壹ケ町分

一凡金貳兩式分程 中町 同断

一凡金壹兩式分程 小町 同断

毎年九月人別調入用掛高

一大町凡金壹兩三分位、中町壹兩、小町貳分位ツ、

相掛候由二相聞申候」

右者、壹町限卯年以来人別調入用二候処、纒壹町二而

右之通り之掛高二付、一番組より式十壹番組迄、番外

品川吉原町共、惣町數凡千六百五拾七ヶ町、拾八ヶ所

二而八、多分之金高二相成、其上自身番屋江家主、書役共詰切取調候節々、食事等之人用者右之外二而、此

分モ惣躰二而八金高二可相成、何れモ地主共致出銀來候儀二御座候、勿論、人別帳改方之儀者、町役人共大切之主役二付、等閑二成行候而八、吟味筋二付印鑑為引合其外差支候得共、名主共方二一卜通有之候得者、右二而事足候儀二而、年々差出候分モ翌年八下ケ遣、

兩御役所二者、其年之人別帳而已差出候迄二有之候間、公事出入等二付入用之儀者、多分年数を經候印鑑を為引合候儀、現当之人別二者、先ッ者見合候儀モ無數、

兩御役所江差出候式夕通之分者、全事実不用之帳面に有之候間、一時御取締之為メ改革仕候儀八、可然儀二可有之候得共、永々如當時無益之手数、費用相掛り候儀者、無詮儀二而、且又右之節より、兩組二而人別掛与力、同心并名主共二モ掛申付有之、尤、外役儀を兼勤仕候儀二者候得共、右多數之帳面為突合等、御用繁之中に而手数相増、彼是以差支候二付、私共得与評議

仕候処、以來人別帳之儀、寛政町法改正後仕來之通、

（朱）

「寛政度町法改正迄者、人別帳之儀、毎年四月、九月惣人数書上、町年寄共江兩度差出來候処、九月差出候儀者相止、四月忝度可差出旨申渡、忝人別名前之人別帳者、名主方江一卜通差出來、卯年迄右之通二

御座候」

名主支配限忝卜通相仕立、尤、調方八入念、疎漏之儀無之樣精々申渡、兩御役所江差出候儀者以來相止、右人別掛之儀八差免候八、乍聊御入用モ相減、町入用者惣躰二而者余程之減、且手数相省キ候儀、簡便之取斗方与奉存候間、右之通古復之樣取斗可申哉奉存候、尤、右躰申渡候迎、事之弛三二相成候与申儀者、曾而無御座候、依之、名主共江之申渡書案相添、此段奉伺候、以上、

巳三月

跡部甲斐守

池田播磨守

書面伺之趣者難被及御沙汰、併町入用等多分相掛
以、地主共難儀之次第二毛候八、右入用可成丈
省略方厚勘并致し、以來如何様二毛手輕二人別帳
相仕立、両奉行之内江忝帳為差出置、十ヶ年以
上之分八、追々下戻、破帳為致候様、可取斗旨被仰
渡、奉承知候、

已七月十六日

池田播磨守

〔史料30〕

申渡案

人別掛
南北小口年番
名主 共

市中人別帳之義、毎年四月相改、三通帳面相仕立、兩
御役所江式夕通、名主支配限一卜通扣置可申旨、其外

『人別省略方書留』(大平)

委細天保十四卯年申渡、四月、九月兩度相改、翌年二
至、前年之分預ヶ遣來候処、每年下ヶ遣候帳面毛数冊
之事二而、此上年数を経候而者、置場二毛差支、其上
三通之帳面仕立候二付而者、手数、費用毛相掛、地主
共町入用相増、及難儀趣相聞候間、向後之儀八、卯年
以前之通、名主支配限一卜通帳面相仕立置、両番所江
差出人別帳之儀者、以來差出二不及候、勿論、人別改
方之儀者、町役人共大切之主役二付、是迄申渡候趣聊
無違失、帳面糺方等精細二取調、等閑之儀無之様猶厚
申合、吟味筋二付入用之節等、無差支様可致候、
但、人別送状之儀者、卯年改革申渡候以來、嚴重二
相成、取締毛宜趣二付、弥以是迄之振合に而、入念
取斗可申候、右二付、人別掛之儀者差免候間、其旨
可存、

巳三月

四九(二〇〇〇)

〔史料31〕

（朱）

「巳七月十六日」

（朱）

「備中守殿、梶田善八郎を以御渡」

覚

書面伺之趣者難被及御沙汰、併町入用等多分相掛り、地主共難義之次第二も候八、右入用可成丈省略方厚く勘弁いたし、以来如何様二も手輕二人別帳相仕立、兩奉行所之内江一帳為差出置、拾ヶ年以上之分者、追々下戻、破帳為致候様、可被取斗候事、

〔史料32〕

然者、市中人別帳省略之儀二付、先達而備中守殿御書取を以御下知有之候二付、省略方之義申渡書其外別紙之通取調、及御相談候、御存寄無御腹臆被仰聞候様致度、依之外書類相添、此段得御意候、以上、

月 日

〔史料33〕

甲斐守殿

池田播磨守

市中人別帳之儀二付、先達而備中守殿御下知有之候二付、省略方之儀、別紙案之通可申渡哉与存候、就而者人別掛名主共儀も、是迄之通申付置候様可致と存候、依之、別紙申渡書案相添、此段及御相談候、

巳九月

〔史料34〕

申渡案

市中人別掛
名主共

市中人別帳之儀、毎年四月相改、三通帳面相仕立、両御役所江式夕通、名主支配限一卜通扣置可申旨、其外委細天保十四卯年申渡、已来年々右之通差出来候処、町人用相増及難義^{マカ}候様相聞候間、向後用紙之儀者、岩城紙、大半紙之内二いたし、可成丈省略致し相仕立、尤、来年年より両番所江差出二不及、一方之御役所江一卜通差出可申、来午四月者南番所、来々未四月者北番所与相心得、已後來隔年二差出候様可致、且又是迄町内江預置候人別帳之儀、数冊之事二而、此上年数を経候而者、置場所二も差支、手数、費用も相掛可申候間、以来拾ヶ年相立候分者、伺二不及破帳致し、町内

『人別省略方書留』(大平)

扣人別帳之儀者、吟味筋其外時々見合相成候儀二付、弥入念仕舞置、入用之節等無差支様可致候、右之通、惣町々名主、月行事持之場所迄、不洩様可申通、已九月

〔史料35〕

備中守殿

市中人別帳省略方之儀二付申上候書付

池田播磨守
町奉行

先達而市中人別帳省略方奉伺候処、御書取を以御下知有之候二付、右省略方別紙之通可申渡与奉存候、就而者、是迄申付置候人別掛組之もの并名主共之儀者、

五一(九九八)

其俣差置候様可仕候、依之、右申渡案相添、此段申上置候、以上、

月 日

跡部 甲斐守
池田 播磨守

〔史料36〕

今般人別書上振之儀被仰渡候二付、左之通奉伺候、
一是迄書上候人別取調方、毎年三月十五日限出入ヲ切、
四月廿日、組々限人別掛名主共江取集、相納候儀、小
口人別掛名主共より、年々兩御番所江伺之上惣達仕、
猶九月増減取調、書上之義者、四月書上候人別帳、八
月十九日、廿日、廿一日、此三日之内御下ケ相願、同
月十五日限出入切、増減加除仕、九月廿日、組々人
別掛名主共より相納候儀、是又前同様、伺之上取斗来
候処、今般之被仰渡有之候而も、調方者是迄仕来之通
以来年番名主共より、伺之上取斗候様可仕哉、此段奉
伺候、以上、

午
二月廿三日

五二(九九七)
南北小口
年番
名 主 共

〔史料37〕

(朱)

「午二月十七日為持遣ス、同十八日挨拶来ル」

〔甲 斐 守 殿

伊 澤 美 作 守

市中人別帳省略方申渡等之儀、先達而先役池田播磨守
より御相談濟之趣二付、近々拙者於御役所可申渡哉与
存候、就而者、右申渡相濟候趣、別紙案之通取直、進
達可致与存候、依之、書類相添御相談及候、

午二月

御書面之趣承知いたし候、別紙をも一覽いたし候
処、拙者儀存寄無之候、依之、右案返却、此段及

御挨拶候、

午二月

跡部甲斐守

〔史料38〕

(朱)

「午四月廿八日」

〔備中守殿「江立田禄助を以上ル」

(朱)

市中人別帳省略方之儀二付申上候書付

〔伊澤美作守

町奉行

市中人別帳省略方之儀、甲斐守并池田播磨守勤役中、
兩名を以奉伺候処、御書取を以御下知御座候二付、右

『人別省略方書留』(大平)

省略方別紙之通申渡候、就而者、人別掛組之もの儀者、
是迄通り申付置候、依之、右申渡書案相添、此段申上
置候、以上、

午四月

跡部甲斐守
伊澤美作守

〔史料39〕

申渡案

南北小口年番
名主共

市中人別帳之儀、毎年四月相改、三通り帳面相仕立、
〔兩御役所江二通り、名主支配限一通扣置可申旨、其外
委細天保十四卯年申渡、以来、年々右之通差出来候処、
町入用相増及難義候趣相聞候間、向後、用紙之儀者、
岩城紙、大半紙之内二致し、可成丈省略いたし相仕立、

五三(九九六)

当年年より兩番所江差出二不及、一方之御役所江一通差出可申、当四月者南番所、来未四月者北番所与相心得、後來隔年二差出候様可致、且又是迄町内江預ヶ置候人別帳之儀者、数冊之事二而、此上年数を経候而者、置場二も差支、手数、費用も相掛り可申候間、以来拾ヶ年相立候分者、伺二不及破帳いたし、町内扣人別帳之儀者、吟味筋其外時々見合相成候儀二付、弥入念仕舞置、入用之節等無差支用可致候、

午二月

〔史料40〕

午二月廿二日

申渡

南北小口年番
名主共

市中人別帳之儀、毎年四月相改、三通り帳面相仕立、兩御役所江二通り、名支配限一通り扣置可申旨、其外委細天保十四卯年申渡、以来、年々右之通差出シ来候処、町入用相増難儀およふ趣相聞候間、向後、用紙之儀八岩城紙、大半紙之内二いたし、可成文省略致し相仕立、当年年より兩番所江差出二不及、一方之御役所江一通り差出可申、当四月者南番所、来未四月者北番所与相心得、後來隔年二差出又様可致、且又是迄町内江預ヶ置人別帳之儀者、数冊之事二而、此上年数経候而者、置場二も差支、手数、費用も相掛り可申間、以来拾ヶ年相立分八、伺二不及破帳いたし、町内扣人別帳之儀八、吟味筋其外時々見合相成儀二付、弥入念仕舞置、入用之節等無差支様可致、

右之通、惣町々名主、月行事持之場所迄、不洩様可申通、

午二月

〔史料41〕

八右衛門様

斧次郎

万太郎様

佐太郎

駒次郎様

源左衛門

御紙面拝見仕候、御出勤御苦勞奉存候、然者、樽藤左衛門より伺出候儀二付、別紙伺書写、為御相談御廻被成、一覽致候処、聊存寄無御座、彼是御手数之儀奉存候、依之、別紙返却及御報候、以上、

四月十六日

〔史料42〕

(朱)

「午四月十六日差出ス」

〔甲 斐守殿

伊澤美作守

町年寄其外之もの共、人別帳差出方之儀二付、樽藤左衛門より別紙之通伺書差出候二付、取調候処、差支之儀も無之候間、伺之通相心得可取斗旨、可申渡哉与存候、依之、別紙相添、此段及御相談候、

午四月

御書面之趣承知致し候、別紙樽藤左衛門差出候書付をも一覽致し候処、拙者儀、何之存寄無御座候、依之、別紙返却、此段及御挨拶、

午四月

跡部甲斐守

〔史料43〕

(朱)

「午四月十三日差出ス」

人別帳之儀二付奉伺候書付

樽 藤左衛門

「午四月廿日、樽藤左衛門江達」

五六（九九三）

書面、伺之通可相心得事、

町年寄、地割役、糸割符宿老并受払役、猿屋町会所手代とも人別帳、年々御双方御役所江差上来申候、然ル処、市中人別帳之儀、天保十四卯年より、両御役所江名主共より差上来候处、当四月より御一方御役所江差上、隔年之御取扱之趣、当二月中、小口年番名主共江、当御役所二而被仰渡御座候二付而者、前書人別帳之儀も、御取扱番御役所江而已差上候様可仕候哉、此段奉伺候、以上、

午四月

樽 藤左衛門

（朱）